

令和7年10月23日 子ども・子育て会議

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)のR8年度実施について

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

0歳6か月から3歳未満の未就園児が、月10時間まで保育園等で遊びや生活の体験をし、こどもの育ちを応援するとともに、保護者への子育て支援も行う事業

2 制度の背景

令和6年6月、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、就労要件を問わず、すべてのこどもの育ちを応援する「乳児等通園支援事業」が創設され、令和8年4月から全国すべての自治体で実施が義務づけられている。

3 事業の概要

(1) 利用対象・利用方法

- ア 対象者 0歳6か月～満3歳未満で、保育園等に通っていない未就園児
(R7.4月現在、市内対象児 112人)
- イ 利用可能時間 こども1人あたり月10時間まで
- ウ 利用方法 保護者が市に申請し認定を受ける
認定後、希望する施設へ直接予約(国の総合支援システムを利用)
- エ 利用料 こども1人あたり1時間300円程度(施設が徴収)

(2) 実施施設(予定)

- ア 実施希望施設 市内私立保育園等10園
- イ 利用定員 10園で30人

4 子ども・子育て会議の意見聴取

事業実施における認可手続き等には市町村福祉審議会またはそれに準じたものへの意見聴取が求められていることから、第2回子ども・子育て会議で意見を聴取します。

5 事業スケジュール

- 令和7年12月 12月議会 設備運営基準条例の制定
事業認可申請受付・審査
- 令和8年3月 3月議会 運営基準条例の制定
第2回子ども子育て会議の意見聴取、その後認可
- 令和8年4月 事業開始